

下水道法(抄)

(昭和33年4月24日法律第79号)

最終改正：平成27年5月20日法律第22号

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

(2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

(3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規

定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

下水道法施行令(抄)

(昭和34年4月22日政令第147号)

最終改正：平成29年9月1日政令第232号

(排水設備の設置を要しない場合)

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第8条第1号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (9) ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

建築基準法(抄)

(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)

最終改正：令和 3 年 5 月 26 日法律 44 号

最終改正：平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号

(敷地の衛生及び安全)

第 19 条

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

(便所)

第 31 条 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

建築基準法施行令(抄)

(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)

最終改正：令和 3 年 10 月 29 日政令 296 号

最終改正：平成 24 年 9 月 20 日政令第 239 号

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第 129 条の 2 の 4

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- (2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- (4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のため の配管設備の構造方法を定める件

(昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号)

最終改正：平成 22 年 3 月 29 日国土交通省告示第 243 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 2 の 5 第 2 項第 6 号及び第 3 項第 5 号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第 1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

第 2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

2 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径 60cm 以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かつて十五分の一以上十分の一以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

3 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、五センチメートル以上十センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあつては、五センチメートル以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

4 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

5 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によつて排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

6 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 1(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500m²以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第 1（第 1 号ロを除く。）並びに第 2 第 3 号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2 以上の建築物（延べ面積の合計が 500m²以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が 5m³を超える給水タンク等については、第 1 第 2 号の規定の適用があるものとする。

堺市下水道条例(抄)

(昭和37年3月31日条例第6号)

最終改正：令和元年10月8日条例第46号

第1章 総則

(この条例の趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道、都市下水路並びに在来下水道の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(20) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会(以下「府協会」という。)の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の交付を受けている者をいう。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の接続方法及び内径等)

第3条 排水設備の新設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。)に固着させること。

(2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

(3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で上下水道事業管理者(第22条第2項後段を除き、以下「管理者」という。)の定めるものによること。

(4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管の上流端3メートルの部分の内径については、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口(単位人)	排水管の内径(単位ミリメートル)
150 未満	100 以上
150 以上 300 未満	125 以上
300 以上 500 未満	150 以上
500 以上	200 以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認められた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管の上流端3メートルの部分の内径については、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積(単位平方メートル)	排水管の内径(単位ミリメートル)
200 未満	100 以上
200 以上 400 未満	125 以上
400 以上 600 未満	150 以上
600 以上 1500 未満	200 以上
1500 以上	250 以上

(排水設備の計画の確認)

第4条 排水設備(排水区域内及び排水区域外の者が他人の排水設備を使用して公共下水道に下水を排除する場合の排水区域内及び排水区域外の排水設備を含む。以下同じ。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申請した者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(指定排水設備工事業者の指定)

第5条 排水設備の新設等の工事は、排水設備の工事について技能を有する者として管理者の指定した者(以下「市指定排水設備工事業者」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

2 市指定排水設備工事業者としての指定の有効期間は、当該指定を受けた日から起算して5年間とする。ただし、管理者が別に期間を定めた場合は、これによるものとする。

3 市指定排水設備工事業者は、前項の有効期間の満了に際し、引き続き市指定排水設備工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

第5条の2 市指定排水設備工事業者の指定は、排水設備の新設等の工事の事業を行う者からの申請により行う。

2 市指定排水設備工事業者の指定を受けようとする者は、指定申請書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款、登記簿に記録されている事項の全部を証明する書面及び納税証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書及び納税証明書

(3) 営業所等の写真

(4) 第6条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の名簿

(5) 次条第1項第3号の機械器具を有することを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(指定及び公告)

第5条の3 管理者は、前条第2項の規定により申請書を提出した者が、次の各号の全てに該当していると認めるときは、市指定排水設備工事業者の指定を行うものとする。

(1) 大阪府内に営業所を有する者であること。

(2) 営業所ごとに、第6条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(3) 排水設備工事に必要な機械器具を有する者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、当該取消しの日から2年を経過しない者

エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員その他これに類する者のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、前項の規定により指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなけ

ればならない。

(指定証書)

第5条の4 管理者は、市指定排水設備工事業者として指定を行った者に対し、指定証書を交付するものとする。

- 2 市指定排水設備工事業者は、第5条の7第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定証書を返還しなければならない。
- 3 市指定排水設備工事業者は、第5条の7第1項の規定により指定の効力を停止されたときは、その停止の期間中指定証書を管理者に返還しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定証書について必要な事項は、管理者が定める。

(市指定排水設備工事業者の責務及び遵守事項)

第5条の5 市指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令等に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定証書を営業所の見やすい場所に掲出すること。
- (2) 工事又は修繕の申込みを受けたときは、正当な理由なく拒絶し、又はその施工を怠らないこと。
- (3) 第4条第1項に規定する排水設備に関する管理者の確認を受けていることを確認の上、工事に着手すること。
- (4) 第7条第1項に規定する検査の結果、工事が不完全であると認められた場合は、管理者の指定する期間内に改修補正すること。
- (5) 第7条第1項に規定する検査後、1年以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、故障が不可抗力により、又は使用者の故意若しくは過失により生じた場合は、この限りでない。
- (6) 市指定排水設備工事業者としての名義を他人に貸し、又は管理者の承認を受けた場合を除くほか、工事の下請施工をしないこと。
- (7) 管理者から請求があったときは、帳簿、帳票その他工事に関する記録を提出すること。
- (8) 災害時における漏水の防止、復旧等について管理者からの要請を受けたときは、これに協力すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が指示する事項

(変更等の届出)

第5条の6 市指定排水設備工事業者は、営業所の名称又は所在地その他管理者が別に定める事項に変更があったとき、又は営業を休止し、休止後営業を再開し、若しくは営業を廃止しようとするときは、管理者が定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第5条の7 管理者は、市指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市指定排水設備工事業者の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第5条の3第1項各号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 次条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第5条の5に規定する市指定排水設備工事業者の責務及び遵守事項に従っ

た適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。

(4) 前条の規定による届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(6) 不正の手段により、市指定排水設備工事業者の指定を受けたとき。

2 第5条の3第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(責任技術者)

第6条 市指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 排水設備の新設等の工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4) 第7条第1項に規定する検査の立会い

(責任技術者証の携帯)

第6条の2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任技術者の登録の取消し等)

第6条の3 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

(1) 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）

又はこの条例若しくはこれに基づく規程の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と管理者が認めるとき。

(排水設備の工事の確認)

第7条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を届け出て、市の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、管理者が定める検査済証を交付するものとする。

(従来排水設備の使用承認)

第8条 従来排水設備を使用しようとする者は、管理者が定める既設管等使用願を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により既設管等使用願を提出する場合には、併せて第4条第1項の申請書を提出することができる。

3 前項の規定による申請書の提出があった場合において、第4条第1項の確認があったときは、第1項の承認があったものとみなす。

(排水設備の設置命令)

第8条の2 管理者は、法第10条第1項の規定による排水設備の設置義務を履行

しない者に対し、法第 38 条第 1 項の規定により遅滞なく当該設備を設置するよう命ずることができる。

(管理者以外の者の行う工事等)

第 9 条 法第 16 条の規定に基づき、公共下水道の施設に関する工事又は維持（以下「工事等」という。）の承認を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申請しなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、管理者が定めるところにより、工事等の完了後、速やかにその旨を管理者に届け出て、管理者の検査を受けなければならない。

堺市下水道条例施行規程（抄）

（平成 16 年 4 月 1 日上下水道局管理規程第 9 号）

最終改定：令和 3 年 4 月 1 日上下水道局管理規程第 13 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める。

（排水設備の固着方法）

第 2 条 条例第 3 条第 3 号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 原則として、取付管の接続孔の管底高と比較して落差が生じないようにすること。

(2) 内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(3) 勾配に注意して差し入れること。

(4) 前 3 号により難いときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けること。

（排水設備の計画の確認）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、排水設備計画確認申請書（様式第 1 号）に排水設備工事調書及び平面図その他管理者が必要と認める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第 4 条第 1 項の確認をしたときは、排水設備計画確認書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（平 17 上下水管規程 13・一改）

（排水設備の確認）

第 3 条の 2 前条に定めるもののほか、特に必要があると管理者が認める場合における排水設備の確認について必要な事項は、管理者が別に定める。

（平 26 上下水管規程 15・追加）

(工事の完了届)

第4条 条例第7条の規定による届出をしようとする者は、排水設備工事完了届(様式第3号)に使用材料等を記入した完工図を添えて管理者に提出しなければならない。

(平17上下水管規程13・一改)

(検査済証)

第5条 削除

(排水設備を設置すべき期限)

第6条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による排水設備を設置すべき期限は、公共下水道の供用が開始された日から起算して6か月を経過する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(従来 of 排水設備の使用承認)

第7条 条例第8条第1項の規定により、従来 of 排水設備の使用承認を受けようとする者は、既設管等使用願(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(管理者以外の者の行う工事等)

第8条 条例第9条第1項に規定する工事等の承認申請は、公共下水道工事等施工承認申請書(様式第6号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 工事付近の見取図

(2) 平面図

(3) その他管理者が必要と認める図書

3 管理者は、条例第9条第1項の承認をしたときは、施工条件を付して公共下水道工事等施工承認書(様式第6号の2)により申請者に通知するものとする。